

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うことで、経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方にに基づき、経営意思決定の迅速化並びに経営責任及び業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会及び監査役会のもと、経営の監督機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

【補充原則 2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は従来から、性別や国籍に関係なくスキル、経験、知識を重視する実力重視の人材活用を推進しております。一人ひとりが当事者意識をもった「能動型自律人材」の採用・育成に加え、スキル・経験・知識を備えた人材（性別・年齢・国籍を問わない）の登用等を通じた人材の多様性の確保を推進します。

従業員が50名未満と少ないため、多様性についての数値目標は定めておりませんが、当社の管理職のうち8割を中途採用者が占めており、実力重視の人材政策が反映されていると考えております。また、女性社員比率は、18%（2024年6月25日現在）です。現時点で女性や外国人の管理職登用はありませんが、女性社員比率の拡大、女性幹部社員への登用に関しては、女性管理職比率を2030年度末時点で15%以上とする行動目標を定め、新卒入社者の女性比率の引き上げとキャリア採用の活性化、更にキャリア支援プログラムによるサポートを行います。

また、育児休業取得率100%（希望者全員）等の出産・介護への支援策の拡充による離職率の低減等により、母集団を増やしていくことを考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則 1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、株主総会での機関投資家の議決権行使環境の改善を目的とした、議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳を実施しております。

【原則 1-4 政策保有株式】

・政策保有株式に関する方針・考え方

当社は、中長期的な企業価値向上のために、研究開発・生産・販売等のそれぞれの事業プロセスにおいて、様々な企業との協力関係が必要と考えております。当事業年度では、従来の方針を変更し、事業戦略及び取引先との事業上の関係において、当社の製品開発や問題解決に協力、フィードバックが期待できる企業についてのみ特定投資株式を保有する方針としております。なお、特定投資株式は、今後1～2年以内に純資産割合20%未満までの縮減を図る予定です。

・政策保有株式の保有の適否の検証

特定投資株式の保有合理性について、上記の方針に則り毎年取締役会において検証を行っております。当事業年度につきましては、5銘柄の株式について売却を実施しております。

・政策保有株式の議決権に関する具体的な基準を策定

議決権の行使は、画一的な基準によらず、投資先企業の経営方針、戦略等を十分尊重した上で当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かにより賛否を判断しています。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、取締役会規程に従い、必要に応じて取締役会に付議するなど会社に不利益とならない体制を整えています。

【補充原則 2-3-1 サステナビリティを巡る課題への対応】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応をリスクの減少のみならず収益機会にもつなげる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点から、社長を委員長とする社外取締役、監査役を交えたサステナビリティ委員会を組織し、マテリアリティに関する行動計画や気候変動に関する移行計画等の立案や目標・指標の設定およびその進捗状況の測定方法等についての議論を進めてまいりました。

当社では2022年6月にESG委員会を設置し、2023年8月には従来のリスクマネジメント委員会と統合してサステナビリティ委員会として再編成し、運営を開始しております。

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みの詳細は、当社ホームページ（<https://www.netjpc.com>）をご覧ください。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(企業理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ(企業理念、ビジョン)については、当社ホームページ(<https://www.netjpc.com>)の会社情報の中期経営計画「企業理念とビジョン」にて開示しております。

また、経営戦略、経営計画については、四半期ごとに開示しております決算説明資料においてその内容、進捗状況を開示しておりますので、ご覧ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1.基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定されています。その手続については、第53期有価証券報告書4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(4)【役員の報酬等】に記載しておりますので、ご覧ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部の選任と取締役候補の指名方針

経営陣幹部及び取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していることを指名方針としております。なお、社外取締役の独立性確保のための基準は原則4-9に記載のとおりです。

・監査役候補の指名方針

マネジメントの監査に関する適切な知見を有すると同時に、会社経営の経験や様々な分野に関する豊富な知見等、全体のバランスを考慮して選任し、財務会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。

・取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての手続

取締役・監査役候補の指名については、指名報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて答申し、取締役会で決議し株主総会議案として提出しています。なお、監査役候補については事前に監査役会で協議し同意を得ております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の選任・指名については招集通知に略歴等を含め、掲載しています。

【補充原則 3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、海外投資家等への情報の開示・提供のために、英文決算短信・英文決算説明資料・英文招集通知(要約)・適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。有価証券報告書については、【事業等のリスク】【コーポレート・ガバナンスの状況等】などを中心に、早期に当社ホームページに掲載いたします。

今後とも、英語での情報の開示・提供の充実化を図っていく予定です。

【補充原則 3-1-3 サステナビリティについての取り組み等】

気候変動が加速していく中、世界各地において自然環境・人々の暮らし・企業活動に様々な影響や被害が現れ始めています。気候変動への取り組みとしてパリ協定が採択され、各国がネットゼロに向けた対応を行っており、企業にも事業を通じた脱炭素社会への貢献が求められています。

当社は、事業を通じて気候変動の緩和と適応を行いながら持続的成長を目指しています。企業に対する気候関連課題に関する情報開示要請も高まっており、当社では情報開示の重要性を認識し、新たに気候関連課題に対する移行計画を策定し、課題別の目標・指標を設定した上で具体的な取組みを明示し計画の進捗度合いを開示していくことを進めてまいります。

また、当社は知識集約型・開発型の企業であるため、人的資本が企業価値向上の源泉であり、「能動型自律人材」の多寡により会社の経営が左右されると考えております。当社の中・長期ビジョンを実現するためには「人的資本経営の推進」が欠かせず、企業理念に共感し、ビジョンの実現に主体的に参画する組織風土の醸成、能動型自律人材の採用と育成、働きやすくやりがいを感じる職場環境の整備、という3つの考え方に基づき人材育成方針並びに社内環境整備方針を策定いたしました。これらの方針をもって、全従業員が主体的に経営に参画する組織風土を醸成し、人的資本経営の実現を目指します。人的資本経営は、気候変動と並ぶ当社のサステナビリティ経営上の重要課題(マテリアリティ)であり、当社では人的資本経営に関する目標を定め、人材育成プログラムの受講率、女性管理職比率等の指標を以て進捗度合いを測定する行動計画を策定し、定期的に開示してまいります。さらに当社では人権デュー・ディリジェンスを実施しており、著しい人権課題とその対処方法について定め、人権方針として推進してまいります。

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みの詳細は、当社ホームページ (<https://www.netjpc.com>)をご覧ください。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令上の取締役会における決議事項、並びに経営計画をはじめとする会社の業務執行に関する重要性の高い事項に関しては、取締役会規程に定め、取締役会において意思決定を行うとともに、業務執行全般を監督する責務を担っています。経営の効率化を高め、迅速な意思決定をするため、重要な業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役社長へ委任しています。

また、取締役会において議論され決議された経営戦略や経営計画等の方針を、業務執行に関わる当社の経営陣に委任しています。

【補充原則 4-2-2 サステナビリティを巡る取り組みについての基本方針】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る取り組みを経営戦略の重要な構成要素と捉え、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が持続的成長に繋がると考え、取締役会での議論等を踏まえて、サステナビリティの基本方針を以下の通り策定しています。

<サステナビリティ基本方針>

・当社は貴金属や希少鉱物を使用する製造業であり、多くの化学物質を取り扱う事業の性質上、地球環境への配慮が不可欠です。資源を有効活用し、持続可能な社会づくりに貢献することを前提として事業活動を行い、環境負荷を継続的に低減していきます。

・当社は「化学の好奇心でエレクトロニクスに役立てる」の企業理念のもと、地球環境リスクやライフスタイルの変革、エネルギーシフト等の社会課題と向き合い、ステークホルダーとの連携を深め、多様な視点と独創性を発揮しながらファインケミカルとエレクトロニクスの架け橋となることを目指します。

・当社は、サステナビリティを巡る重要課題(マテリアリティ)が、事業のリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題として認識し、これらの課題に真摯に取り組み、当社事業を通じた社会の持続可能な発展への貢献と共に持続的な成長と企業価値向上を目指します。

当社は、上記サステナビリティ基本方針に基づき、サステナビリティの取り組みについて、方針や目標、施策の検討を行ったうえで、取締役会での審議を経て、長期的な成長戦略や中期経営計画に織り込み、開示しております。また、経営資源の配分及び事業ポートフォリオに関する戦略についても同様に、中期経営計画において、収益性強化と成長分野への積極投資を重点方針として策定し開示しております。

【補充原則 4-3-4 内部統制・全社リスク管理体制】

当社は、コンプライアンス・オフィサーを取締役会で選出、また内部監査室を設置しリスク発生の未然防止、並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。JPC企業行動規範を制定し、全社員に浸透を図っています。さらに、取締役会が、内部統制が機能していることの確認及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。

【原則 4-8 独立社外取締役の選任の割合】

当社は、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、全取締役6名中社外取締役3名を占めております。

【補充原則 4-8-3 支配株主を有する上場会社における独立社外取締役の選任】

当社は支配株主を有してはおりません。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全化と透明性のより一層の向上を図るため、当社における社外取締役を独立役員として認定する独立性基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により、当社の社外役員の独立性に関する基準を定めています。さらに、取締役会では、次の当基準に基づき、率直で活発、建設的な検討への貢献が期待できる独立社外取締役の候補者を選定することとしています。

・社外役員の独立性に関する基準

当社と重大な利害関係がない者

以下の(1)～(8)に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、当社と重大な利害関係のない独立取締役であるとみなす。

(1)当社の業務執行者

(2)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

(当社に対して製品又はサービスを提供している取引先で、直前事業年度における当社への当該取引先の取引額が、売上高の2%以上の場合)

(3)当社の主要な取引先又はその業務執行者

(当社が製品又はサービスを提供している取引先で、直前事業年度における当社の当該取引先への取引額が売上高の2%以上の場合)

(4)当社が主要株主(議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者

(5)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(6)過去5年間に於いて上記(2)～(5)まで該当していた者

(7)上記(1)～(5)に掲げる者の二親等内の親族又は同居の親族

(8)当社の主要株主(議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者

【補充原則 4-10-1 独立した指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、取締役の指名や報酬などに係る意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めることを目的とし、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名報酬諮問委員会を設置しております。

【補充原則 4-11-1 取締役会全体のスキル等のバランス、取締役の選任に関する方針】

当社は、以前より取締役会の機能発揮のため、当社が必要と考える知識・経験・能力に加え、就任年数に関する適切な組み合わせをできるだけ確保すべく、取締役候補者を選び、株主総会で株主の承認を得るようにしております。選任にあたっては、当社の中長期的な経営の方向性等に照らして必要となる、取締役会が備えるべきスキル等を特定し、当社役員の有するスキル等の組み合わせについて、スキル・マトリックスを活用し、株主総会の招集通知において開示を行っております。

【補充原則 4-11-2 他の上場会社の役員を兼任する場合には、その兼任状況を毎年開示すべき】

社外取締役及び社外監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しています。なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、出席率など合理的な範囲にとどめています。

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を開示すべき】

年1回、取締役会は、各取締役・各監査役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。2024年3月期の取締役会の実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

(1) 評価方法

取締役会の実効性に関するアンケート形式の質問票を全ての取締役、監査役に配付し、その回答をふまえて実効性に関する分析を実施しました。アンケートは5段階の評価とコメントによる定性的な評価を組み合わせた形式です。

(2) 主なアンケート項目

- ・取締役会の役割・機能
- ・取締役会の規模・構成
- ・前回指摘事項に対する評価
- ・投資家・株主との関係
- ・企業価値向上への施策

(3) 前年度の実効性評価の結果として認識された課題への対応状況

昨年改善の余地が認められた、資料の事前配布についての質・タイミング等の的確性、社外取締役の情報アクセス性に改善が見られました。

(4) 実効性評価の結果と分析・今後の取組み

取締役会の規模・構成や取締役会の運営は適切であるという評価となりました。また、投資家・株主との関係については適切な対応を行っているものの、情報発信について改善の余地が見られました。さらに、企業価値向上への施策や中長期的な経営課題については更なる議論が必要であり、今後そのウェートを高めていく予定です。

【補充原則 4-12-1 取締役会の審議の活性化】

(1) 取締役会資料は、取締役会開催日の原則3日前までに取締役会メンバーに配布して事前確認による審議の充実に努めており、追加資料があれば随時配布しております。また取締役会においては、重要な議案に関しては十分な説明を行なうこととしております。

(2) 定期的に業務報告を取締役会でなうことで、全役員が常に会社の現状を把握した状態にあるよう努めており、将来の議論に必要な情報も適時に提供しております。

(3) 取締役会の年間のスケジュールについては、できるだけ早いタイミングでの事前共有に努め、例年、年度スタート時には決定し全役員に通知しております。

(4) 審議対象とすべき事項は取締役会規程に従い精選し、十分に審議が行える事項数としております。

(5) 審議内容については、十分な審議時間を確保するために、取締役会にて審議すべき事項を取締役会規程にて定めております。また、取締役会規程は必要に応じて見直しを行っております。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社外取締役・社外監査役を当社に迎えるに際し、社内見学を始め、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報等について必要な情報習得のための研修を行っています。取締役・監査役は期待される役割・責任を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー、外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでいます。その費用につきましては、取締役・監査役の請求等により、社内規程に基づき、当社が負担しています。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

代表取締役、IR担当取締役及び経営企画部のIR担当者等によりIR活動を行っております。機関投資家、アナリスト向けに決算説明会を年2回行っており、個人投資家向けには当社ホームページ上で決算説明会において使用した資料を掲載しております。機関投資家からの個別取材については訪問、WEB会議等で積極的に対応しています。

2022年度よりスポンサード・リサーチ会社と契約し、特に海外機関投資家向けに、会社の事業内容、直近決算の状況、適時開示資料の情報等を国内向けとはほぼ同じタイミングに英語で公開しております。

特に2023年度からはIR/SRを成長のドライバーとして捉え、IR担当リソースを増やすとともに、経営陣自らが株主・投資家との対話に積極的に参加し、直接コミュニケーションの回数を増やし、対話で得られたフィードバックを取締役会で共有して、更なる企業価値の向上につなげるよう努めています。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、経営戦略や経営計画を策定し、中期経営計画として公表しております。

当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を着実に実行しながら、本中期経営計画を実現することが最善の方策であると考えており、既存分野の新規開拓を主軸としての営業利益の継続的な拡大と自己資本利益率の向上を目指すこととして、自己資本利益率を重要指標として選定し、資本コスト(6～7%と推計)も踏まえた中長期的な目標を10%と設定しております。

また、持続的な成長のためには、財務健全性の維持と株主への還元の最適なバランスが必要と考えており、中期経営計画においては、成長投資に向けた今後5年程度にわたるキャッシュアロケーション計画を明示しております。この一環として、当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率(DOE)を2023年度期末配当より新たに導入することを決定し公表しております。

策定した経営戦略や経営計画につきましては、取締役会メンバーと専門家を交えた会議体「CX向上会議」において継続的に検討を行い、実行を加速してまいります。

詳細につきましては当社ホームページで開示しております2024年3月22日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	574,700	9.98
光通信株式会社	404,500	7.03
INTERACTIVE BROKERS LLC	298,900	5.19
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	243,500	4.23
HIBIKI PATH AOBA FUND	170,400	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	158,400	2.75
公益財団法人JPC奨学財団	150,000	2.61
下田 賢一	138,090	2.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	137,100	2.38
明治安田生命保険相互会社	135,200	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2024年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
大株主の状況に記載していませんが、当社は自己株式310,133株(5.11%)を保有しています。
大株主の状況の所有割合は、発行済み株式総数(6,067,200株)から自己株式(310,133株)を控除した株式数(5,757,067株)を分母として計算しております。

2016年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、パーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドが2016年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
2024年3月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ひびき・パース・アドバイザーズが2024年3月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができない部分については、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大畑 康寿	他の会社の出身者											
川島 勇	他の会社の出身者											
黒松 百亜	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大畑 康壽	○	——	国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
川島 勇	○	——	事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識に加えて、財務・会計の豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため社外取締役としての選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
黒松 百亜	○	——	他社での監査役としての豊富な監督・監査の経験や知識に加えて、法務・リスクマネジメントの豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	1	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	1	3	1	0	社外取締役

補足説明

特になし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画及び監査の実施状況の報告等の会合を開き、情報交換を行い、相互に連携しております。
また、社長の直轄の内部監査室を設けており、監査役は、内部監査室長から期初に監査計画に説明を受け、期中は適宜内部監査結果の報告を受け、情報交換と問題意識の共有化を図ることにより連携を深めて監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富國 重遠	他の会社の出身者													
林 博司	他の会社の出身者													
高野 雅典	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富國 重遠	○	――	企業経営・経営戦略や財務・会計、ITマネジメントに精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
林 博司	○	――	国際ビジネスや海外経験、人材開発に精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
高野 雅典	○	――	企業経営・経営戦略や人材開発、営業・マーケティングに精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
-------------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)の報酬額については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に概ね8割から9割を金銭報酬(5割から6割を役位・役割に応じた基本報酬、3割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬)、1割から2割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。

金銭報酬は月例の固定報酬とし、従業員給与及び賞与とのバランス、世間水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬と税制適格ストックオプションを導入し、役位・職責等を考慮しながら毎年一定の時期に付与することとしております。

社外取締役の報酬等の構成については、独立性を担保する等の観点から金銭の基本報酬のみとすることとしております。

金銭報酬の額及び株式報酬は、取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

現在のストックオプション制度・譲渡制限付株式報酬制度は以下の通りです。

・通常型ストックオプション:当社取締役(社外取締役を除く。)及び従業員に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的としたストックオプション

・譲渡制限付株式報酬制度:当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした制度

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

事業報告及び有価証券報告書にて、取締役、監査役の報酬額を開示しております。

取締役(社外取締役を除く)(3名)の報酬等の総額	115,731千円
社外取締役(4名)の報酬等の総額	18,000千円
計(7名)	133,731千円
社外監査役(6名)の報酬等の総額	22,800千円

上記には、2023年6月20日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、社外監査役3名に対する報酬等を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役や社外監査役に対して事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役の指名、報酬などに係る意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、2019年6月21日から指名報酬諮問委員会を設置しております。

当社業務執行に関しては、取締役会を原則月1回開催しております。当社は事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。取締役会を中心とした意思決定プロセスへの審議を充実させるため、取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについて事前に検討し付議を行う機関として経営会議を設置しております。経営会議は、社内取締役、常勤監査役及び各部門長から構成されており、主に当社の経営方針及び経営戦略等に関して審議を行います。

なお、予算の進捗等、事業遂行状況についてもこの経営会議にて審議を行っています。

また、経営会議の下部機構として、取締役、監査役、コンプライアンス・オフィサー、使用人で構成する「サステナビリティ委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議しております。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」を含む)に基づき、E(環境)S(社会)G(企業統治)X(知的無形資産他)の各分科会に依るワーキング・グループ活動等を取りまとめてリスクマネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行っております。

当社は業務執行部門から独立した、「内部監査室」(専任担当1名)を設けております。

内部監査室は、監査役・会計監査人との緊密な連携のもと、「内部監査規程」に則して期初に策定した内部監査計画に基づき、年1回を目処に、各部門における業務執行が経営方針、関係法規、社内規程・基準等に準拠して適法かつ適正・合理的に行われているかについて監査するとともに、内部統制体制の整備状況と運用状況に関する妥当性、有効性を検証し、必要に応じて改善に向けた提言を行っております。内部監査の結果は監査報告書にまとめ社長に提出いたします。社長から被監査部門へ改善指示書が出され、改善指示事項の回答書を被監査部門が社長に提出し、その実施状況について確認いたします。年に2回、内部監査室長が取締役会と監査役会に出席し、内部監査の中間報告及び期末監査結果報告を直接行っております。

監査役会は、取締役の職務の適正性及び妥当性について監査を行っております。監査役は、取締役会への出席、個々の取締役へのヒアリング、重要書類の閲覧に加え、各部門の往査又はヒアリングを実施し、経営上の課題や重要なリスク等を把握しております。

会計監査につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等は、以下のとおりです。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士及び公認会計士試験合格者によって構成されております。

指定社員業務執行社員…丸山 高雄、倉持 直樹

所属する監査法人名…EY新日本有限責任監査法人

いずれも継続監査年数については、7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制は、当社経営における意思決定及び業務執行並びに監督に当たり有効に機能しており、現時点で最適な方法と認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第53期定時株主総会の招集通知は、2024年6月6日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、他社よりも早い株主総会の開催に努めております。なお、第53期定時株主総会は、2024年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権を行使できる環境を株主様に提供しております。その行使方法等については、招集通知においてご案内しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 招集通知を総会開催日の25日前となる2023年5月26日に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.netjpc.com/english/)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回、第2四半期及び期末決算開示後実施しており、代表者による業績及び今後の事業展開等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにワン・オン・ワンの個別ミーティングを行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として投資家向け情報を掲載する中に個人投資家向けコーナーも設置し、当社の事業内容を分かりやすく説明するコーナー等ホームページの充実を図っております。 詳しくは、当社ウェブサイトをご参照ください。 https://www.netjpc.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」を定めステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 また「コーポレートガバナンスの基本方針」にも各ステークホルダーの立場の尊重について冒頭で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2019年2月1日に資質優秀な理工学を学ぶ学生に給付型奨学金を支給し、人材育成、学問の奨励をはかり、世界で活躍する若人を育てることを目的として一般財団法人JPC奨学財団を設立しました。なお、当財団は2020年4月1日に公益財団法人JPC奨学財団として内閣府から認定されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【A. 内部統制システム構築の基本的考え方】

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、すべての役員(取締役、監査役又はこれらに準ずるものを言います。)及び使用人(社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。)が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

化学の好奇心でエレクトロニクスに役立てる

ファインケミカルとエレクトロニクスの架け橋となり、独創的な製品でグローバルに社会貢献する

当社は、この企業理念の下、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の4つを掲げています。

・経営の透明性と健全性の確保

- ・スピーディな意思決定と事業遂行の実現
- ・アカウンタビリティ(説明責任)の明確化
- ・迅速かつ適切で公平な情報開示

これらをもとに、社会環境・法制度などの変化に応じて当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、見直しを行う所存です。

【B. 内部統制システム構築の個別体制】

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底する。
 - (2)「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任する。
 - (3)コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
 - (4)従業員等から通報を受け付ける内部窓口を経営企画部長、外部窓口を顧問弁護士とする。
 - (5)執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選定する。
 - (2)取締役、監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「サステナビリティ委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実に努める。
 - (3)個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」、「危機管理方針」を含む「対応方針」を決定し、実行する。
 - (4)取締役、監査役、使用人で構成する「サステナビリティ委員会」を設け、サステナビリティ経営を通じた中長期的な企業価値の向上を目指して重要課題を審議する。E(環境)S(社会)G(企業統治)X(知的無形資産他)の各分科会に管理責任者を決定し、「サステナビリティ基本方針」に基づき、ESG・持続可能性に関する会社のガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標を取りまとめ、活動計画を策定しその進捗管理と評価を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役会を原則月1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
 - (2)取締役会での審議の充実に努めるため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設置する。
 - (3)組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
 - (4)「指名報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名や報酬に関する意思決定の客観性と透明性を高める。
5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - (2)使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
 - (3)監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。
7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1)監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
 - (2)監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
 - (3)会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
 - (4)監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

以上により、内部統制システムの構築に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め、基本方針としております。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

